

明石市帯状疱疹予防接種券等作成・封入封緘業務委託仕様書

1 委託業務の内容

- (1) 帯状疱疹予防接種券（連続帳票）、封筒、同封印刷物を作成する。
- (2) 帯状疱疹予防接種券（連続帳票）に明石市から受け取ったデータを基に印字し、分割及び三つ折り処理する。
- (3) 上記(2)の帳票1件ごとに、同封印刷物を窓あき封筒に封入及び封緘する。

2 作成帳票類

別紙印刷仕様書のとおり

3 印字・封入封緘作業日程

- ① 明石市は、令和7年4月25日（金）までに、帯状疱疹予防接種券に必要事項を印字するためのテストデータ（PDF予定）を受託者に受け渡し、受託者は印字テストを行う。
- ② 印字テスト完了後、明石市は帯状疱疹予防接種券に必要事項を印字するための本番データ（PDF予定）を受託者に受け渡す。
- ③ 受託者は、受け取ったデータを基に帯状疱疹予防接種券に必要事項を印刷し、同封印刷物（2点）とあわせて窓あき封筒に封入及び封緘し、令和7年5月30日（金）午後5時までに指定の場所に納品を行う。このとき、同封印刷物・窓あき封筒等の未使用分、各印刷物の原稿データについてもあわせて納品を行う。

※日程は現段階の予定であり、落札後に明石市と受託者で日程の調整を行う。

4 留意事項

- (1) 窓あき封筒の窓部分に宛名欄が表示されるように封入すること。
- (2) 封入封緘方法は問わない。ただし、しっかりと封緘すること。
- (3) 納品について
 - ① 帯状疱疹予防接種券の印字順に整理して納品する。
 - ② 50部ごとに輪ゴムでかっ束する。
 - ③ 帯状疱疹予防接種券の出力枚数と、封入した枚数が同等であることを確認すること。
 - ④ 万が一、連続帳票に汚損または破損が生じた場合、受託者は保健予防課に対しその現物を返還すること。
 - ⑤ 納品の際には、郵便発送用の整理梱包するダンボール箱を受託者が用意し、それに郵便区分（明石郵便局分〔〒673〕、明石西郵便局分〔〒674〕、市外分）ごとに梱包すること。（市外分については、封筒でも可。）
 - ⑥ 郵便発送用のダンボール箱等には、郵便区分及び帯状疱疹予防接種券の帳票連番（始め～終り）を記載すること。
 - ⑦ 封入物の受取及び納品は、受託者が責任を持って行うこと。
 - ⑧ 個人情報保護のため、封入封緘作業を行う工場の所在地についても、出来る限り近隣地であること。危険回避の観点から、製品等の運搬については原則として受託者が責任を持って行うこと。

5 遵守事項

受託業者は、本仕様書及び個人情報保護法、明石市契約規則、関係法令を遵守すること。

6 その他

この仕様書に規定されていない事項については、明石市と受託者が協議して決めるものとする。